

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 18 日現在

機関番号：34418

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25370745

研究課題名(和文)外国人被疑者刑事事件における「文化の仲介者」としての法廷通訳人の役割論

研究課題名(英文) A Role of Courtroom Interpreters as Cultural Brokers at Criminal Court Proceedings with Foreign National Suspects/Defendants

研究代表者

毛利 雅子 (Mouri, Masako)

関西外国語大学・外国語学部・講師

研究者番号：20636948

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、日本語を解さない外国人被疑者の刑事事件において、法廷通訳人が文化の仲介者として、どのような役割を期待されているか(もしくは期待されていないのか)、実際にどのように機能しているか、文化の仲介を行うとした場合の現状、課題、今後の展望について研究を行った。その結果、日本における法廷通訳人の立場の脆弱性、法廷参加者が法廷通訳人に対して持っている文化の仲介者としての役割に対する意識の差異、被疑者の出自や背景が多様であり画一的なものが見当たらない、などが判明した。したがって、今後も法廷通訳人を含めた司法通訳人制度の検討、更なる談話収集の必要性が更なる研究課題となった。

研究成果の概要(英文)：This research focused on the role of courtroom interpreters as cultural brokers at criminal court proceedings with foreign national suspects/defendants on the following points; a. what and how roles are expected or not expected to interpreters, b. how they work at criminal proceedings, and c. current circumstances, problems, and future perspectives as cultural brokers. As the result, this project research found; a. fragile status of courtroom interpreters, b. how huge gaps legal participants have concerning the role of courtroom interpreters as cultural brokers, and c. too various patterns on backgrounds of foreign national suspects/defendants. Therefore, these results found the necessity of further research on a. system and institutionalization of legal interpreters in Japan and b. collection of authentic discourses at courtroom.

研究分野：コミュニケーション

キーワード：法廷通訳 文化の翻訳 通訳認証制度 通訳人倫理規定 裁判の公平さ

1. 研究開始当初の背景

日本では、外国人が刑事事件被疑者や証人となった場合には、公判を円滑にまた公正に進めるために、当該言語の法廷通訳人が専任され、審理におけるやり取り(談話)を全て通訳し、また必要文書を翻訳しなければならない。しかし、その正確性、忠実性や言語等価性の維持に関しては、何の基準も設けられていない。特に、外国人被疑者・証人の言語観、文化的背景、出自、教育レベルなど言語に大きくかかわる要素を考慮するか否かといった通訳・翻訳に直接関わる点については、何のガイドラインもなく、法廷参加者の理解も乏しい。さらに、日本における英語の法廷通訳人にとって、多くの外国人被疑者・証人は英語非母語話者であり、語彙・文法といった言語習得レベルには大きな瑕疵があることも多い。

しかし、法廷通訳人に関しては、何の法令制定もなければ、採用基準、能力基準など一切定められておらず、採用する裁判所の裁量によるものであり、統一性が認められなかった。

このことから、過去において通訳人による誤訳が原因と思われる公判が発現したという批判が弁護人や被告人から出たことがあるが、一切対応されなかった。また、現状のように法廷通訳人認定制度のない日本では、近年、法廷通訳人による談話の誤訳事件報道や文化差・語彙の違いから生じる誤認(ニック・ベーカー事件、ベニス事件、東電OL殺人事件など)があり、諸外国から法廷通訳の公正性を欠くことが指摘されることも生じてきている。また裁判員制度の導入に伴い裁判員法が制定されたにも関わらず、法廷通訳人に関しては依然として法令制定も基準もなく、身分に対する制度も保証もないままの状態が継続していた。

このような状況に、弁護人のみならず通訳人自らの側からも疑問の声が挙がっていたことが本研究当初の背景である。

2. 研究の目的

(1) 法廷通訳・翻訳に関する研究は、海外、特に移民を受け入れている国家では進んでおり、アメリカやオーストラリアでは法廷通訳認定制度も設置されている。また、法廷通訳に関わる談話分析の先行研究も進んでおり、主なものとしては、Berk-Seligson(1992/2002)やHale(2004, 2007)、Gibbons(2003)などが挙げられ、英語を基軸とした分析・研究に大きく寄与している。加えて、多言語・多文化社会である欧州では、英語のみならず諸言語が分析・研究対象となっている。また言語に伴って異なる文化がどのように公判審理に影響するかも論じられており、これまでWadensjö(1998)、Vlachopoulos(2004)、Kischel(2009)らが文化と法廷の関係を研究しており、特にPöchhacker(2004)の中では、法廷での「文

化仲介者(cultural broker)」としての通訳人の重要性を論じている。さらに、Doczekalska(2009)が多言語や文化を考慮した法廷テキストの必要性について、Gotti(2009)が法廷談話の世界的傾向でも文化について触れている。

(2) 翻って日本国内では、渡辺・長尾(1998)が法廷通訳を研究対象として分析が始まったが、日本語から外国語(特に英語)への談話訳出が主体であり、外国語がどのように日本語に訳出されているのかは対象になってこなかった。その後も渡辺・長尾・水野(2004)による研究も日本語から外国語(英語)への訳出が研究対象のままであり、外国語から日本語への訳出を対象とした研究はほとんど行われていなかった。最近では、堀田・水野・中村・渡辺ら(2011)らが法廷通訳を介した談話分析研究を行い、外国語から日本語への訳出も対象となってきたが、これらはあくまでシナリオを設定した模擬法廷を繰り返した状況でのデータ収集であり、基本的には裁判員裁判対象事案を想定しているため、実際の外国人被疑者による刑事事件法廷審理で発生する談話とは大きく状況が異なっている。

(3) また日本に限らず欧米でもかつては、法廷通訳(翻訳)とは、訳出には何も足さず、何も引かず、言葉の繰り返しなども含めて単なる単語の置き換えとしての「導管通訳」(Reddy, 1979)が推奨されてきた歴史がある。しかし、実際の法廷では、通訳者の理解・認識抜きで単なる単語の置き換えでは、意味を成さない訳出、もしくは補足説明がなければ理解されない文化の差異による誤解によって、誤訳と考えられる訳出が発生しているのが現状である。殊に、英語法廷通訳人の場合、英語母語話者が被疑者・証人の事件は件数が少なく、むしろアフリカやアジアといった非母語話者が多数を占め、一口に「英語」と言っても、その談話には様々な種類がある。応募者は、自らが法廷通訳人を長らく務めてきたという実績と立場から、実際の法廷審理でどのような談話が発生するのかを自ら体験し、データ収集を行った上で博士論文をまとめた。これは堀田らが実施している模擬法廷とは全く異なり、シナリオもなければあらかじめ想定された談話や訳出もない、まさに「真実の法廷談話」として画期的なものである。つまり、模擬法廷では収集出来ない、また想定されない(想定出来ない)談話が発生することを既に自らの体験から検証しており、実際の法廷で発声するデータを対象に談話分析を行ってきた。こういった経緯から、本研究を実施することとなった。

(4) 原発話者の談話と通訳された日本語を比較することで、外国人話者の英語を通訳する際の課題を明示し、通訳人による文化

差や影響といったばらつきを避け、文化差を含めた通訳談話の正確性・忠実性・公正性が維持できるかを提示し、「何も足さず・何も引かず」の導管通訳では誤訳・誤認の可能性を排除出来ないことを示し、通訳人の訳出に必要な裁量を提示することとした。加えて、法廷参与者（裁判所・検察官・弁護士・裁判員）に対し、外国人被疑者と文化の関係、さらに「文化の仲介者」としての通訳人の役割を提唱し、法廷通訳人の置かれている現状と課題、特に文化の仲介者としての役割を論じ、解決策の一つとして具体的通訳例や通訳人の役割を提示することで、法廷通訳・翻訳の公正性維持に貢献するものと考えた。

3. 研究の方法

(1) 外国人被疑者刑事事件の公判を実際に傍聴し、英語話者（英語母語話者および非母語話者）の談話データを収集し、発話者の受けてきた教育レベルと発話された英語に見られる特徴が抽出できるよう、多くの事例を集めるよう努めた。

(2) さらに、国ごとに発話者のデータを1. 男女別、3. 教育レベル別、4. 母語別に分類し、それぞれのデータに文化的差異が付随しているかを検討した。

(3) また、出自（出身国）ごとのカテゴリーに加え、発話者の状況・立場（被疑者、検察側証人、情状証人）でもカテゴリー化した。それぞれの立場から生じる可能性のある談話背景も考慮にいれ、それぞれの談話の特徴と付随する文化的差異も分析・検証項目とした。

(4) 発話者の出身国、母語別に文化的要素をまとめた。その際、異文化理解の観点のもとより、政治・宗教・民族・男女差・教育システムなども項目とした。

(5) 英語話者の分析データと、通訳人の日本語談話を比較し、分析した。ここでは a. 原発言に含まれていた文化差が通訳談話にも含まれているかどうか、b. どのような日本語表現が用いられているか、c. その表現は適切と考えられるかどうか、d. 先入観・思い込み・偏見などが含まれていないかなどを検討項目とした。

(6) これらデータから、各カテゴリーにおける政治・宗教・民族・男女差・教育システム（特に英語教育）などの文化的要素による影響を分類し分析する。また、話者の立場による特徴と差異も分析した。

4. 研究成果

本研究は、日本語を解さない外国人被疑者の刑事事件において、法廷通訳人が文化の仲介者として、どのような役割を期待されて

いるか（もしくは期待されていないのか）、実際にどのように機能しているか、文化の仲介を行うとした場合の現状、課題、今後の展望について研究を行った。その結果、以下の結果・発見が導き出された。

(1) 現在、日本では法廷通訳人に関する法制度は全く存在しない。つまり、採用、能力認定に関しては各裁判所の裁量に任されており、日本全体としての基準が存在しない。また、通念としての倫理規定はあるだけで、通訳人の役務、能力や誤訳した場合の対応策、更には身分に関する規定は一切存在しない。よって、訳出そのものに対する法令が無い現状では、文化の通訳・翻訳また文化の仲介者としての通訳人の役割にまで、想定や概念の生成が存在しない状況であることが明白になった。これは2009年から裁判員制度が導入され、裁判員法が制定されているにも関わらず、それ以前から機能する法廷通訳人に関しては、同様のものが存在しないという奇妙な状況が継続されていることになる。このため、先般生じたような傍聴人や関係者が裁判員に接触しようとした場合にある罰則が、法廷通訳人には一切存在せず、能力の保証が無いだけでなく、これに付随するかのよう身分や立場の脆弱性も浮き彫りになった。

(2) 法廷参与者が法廷通訳人に対して持っている、文化の仲介者としての役割に対する意識の差異が浮き彫りになった。法廷参与者（裁判官、検察官、弁護士）は、各々個人が通訳人に対する異なった見解を抱いていることが明らかになった。これは上記(1)で論じた通り、法廷通訳人に関する法令がないことも一因であろう。つまり、参与者がどのような見解を抱いているかによって、訳出や文化の取り扱い方が全く異なり、一貫性が存在しないことが明白になった。文化的要素を一切考慮しない審理もあれば、文化的要素の説明や付加を求める審理もあり、これらは全て参与者の判断に委ねられており、通訳人が文化の仲介者として機能するか否か、またその能力の有無は、公判によって大きく異なり、またその能力の裏付けも審理が進むことで明らかになり、どの被疑者にとっても公正とは言えない状況が判明した。

(3) 昨今のグローバル化の波を受け、日本で刑事事件に関わる被疑者の出自や背景が多様化していることが明らかになった。特に英語で審理を希望する被疑者は、英語非母語話者であることも多く、他言語と比較して、出身国がそもそも多岐にわたる。よって、被疑者全般に画一的なものが見当たらないことから、安易な形式での文化の仲介は危険であり、事案や出自を十分に考慮しなければならないことが明確になった。翻ってみれば、これは法廷通訳人の文化の仲介者としての役割が、非常に多岐にわたりまた重要性を

らんでいると判断する要因にもなった。

(4) したがって、今後も検討課題に対し研究を継続する必要性を認識した。具体的には以下のポイントが挙げられる。

(5) まずは、日本における法廷通訳人を含めた司法通訳人制度設計の検討と設置である。法廷通訳人先進国（アメリカ、イギリス、オーストラリアなど）は、歴史的に見ても移民を積極的に受け入れてきたという経緯もあり、同じ国内であっても異なる言語使用に対する政策が制定されている。これは司法通訳に限らず、医療通訳についても同様である。翻って日本では、「移民」は存在せず、あくまで在留外国人、観光客、配偶者という立場から、日本の法令で言うところの「国語」（つまり日本語）以外の使用が前提として受け入れられていない。よって、日本語以外の使用が必要となる事例が浸透しておらず、法令設定の必要性も実感されていないのが現状であろう。しかし、今後もグローバル化が進行することは否めず、それに伴い外国人および日本語を解さない人が日本を訪問もしくは在留することは、当然のこととして継続される。それに伴い、犯罪の多様化・増加も想定しておかなければならないだろう。したがって、これまで他国から非難を浴びて来た現状を継続することは、裁判の公正性も踏まえると良い傾向とは言えない。よって、先進国と比肩となる司法通訳人制度の設計が必要と考える。そのため、まずは他国の制度を研究し、その上で日本の状況に合った制度設計を検討すべきと考える。その中で、文化の仲介、文化の翻訳、さらには能力計測、認定制度も含み、グローバル化の波に対応し先進国としてふさわしい制度を構築する必要があると思われる。

(6) また制度設計と並行して、更なる談話収集を行い、談話分析の精度を上げ、認定制度に必要なバックグラウンド情報としての活用を認識することとなった。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計4件)

毛利雅子 Language, Power and Identity at the Legal Settings in Japan, IJLLL, 査読有、2016

毛利雅子 異文化から発現する謝罪表現の伝達 法廷における謝罪と文化仲介の必要性について一、日本英語コミュニケーション学会紀要第24巻、査読有、41-54, 2015

毛利雅子 Division of Labor with

Language/Cultural Barriers in Japan and the Role of Legal Interpreters during the Investigation, XXth World Congress International Federation of Translators Proceedings, Vol. 2, 査読有、766-772, 2014

毛利雅子 Visualization (DVD Recording) Process at Prosecutors' Investigation and Challenges that Interpreters Face, FORUM, Vol. 12, 査読有、103-114, 2014
<http://210.101.116.15/kiss5/viewer.asp>

〔学会発表〕(計19件)

毛利雅子 Court Interpreters' Role from the Viewpoint of Audience Design, 5th International Conference on Government, Law and Culture, 2016年1月10日、Penang (Malaysia)

毛利雅子 The Current Circumstances and Challenges in Courtroom Interpreting in Japan - The Interpreters' Roles as Cultural Brokers, SIETAR Kansai & JALT Osaka Joint Special Double Session on Translation and Interpretation, 2015年10月24日、クロスパル高槻(大阪府高槻市)

毛利雅子 Regulacion del ejercicio de la traducción e interpretacion juridical en el mundo, 12th International Forum on Challenges, New Roles and Ethics on Legal Translation and Interpreting, 2015年10月7-9日、Lima (Peru)

毛利雅子 Court Interpreters' Role, 12th International Forum on Challenges, New Roles and Ethics on Legal Translation and Interpreting, 2015年10月7-9日、Lima (Peru)

毛利雅子 Interpreters as Mediators in Legal Settings in Japan, Applied Linguistics Association of Korea 2015 International Conference, 2015年9月19日、Seoul (Korea)

毛利雅子 Interpreters as Mediators at the Courtroom, 10th Conference on Legal Translation, Court Interpreting and Comparative Legilinguistics, 2015年6月19-21日、Poznan (Poland)

毛利雅子 Language, Power and Identity at the Legal Settings in Japan, International Conference on Intercultural Competence in Communication and Education 2015,

2015年4月9日、Putrajaya (Malaysia)

毛利雅子 法廷通訳における日英・英日での談話通訳データ分析、NDS 研究会、2014年12月20日、名古屋大学（名古屋市）

毛利雅子 異文化から発現する謝罪表現の伝達—法廷における謝罪と文化仲介の必要性について—、日本英語コミュニケーション学会第23回年次大会、2014年10月4日、関西大学（大阪府吹田市）

毛利雅子 Interpreters as Mediators、異文化コミュニケーション学会 2014年 年次大会、2014年9月27日、上智大学（東京都千代田区）

毛利雅子 日米の法廷通訳人認証制度比較検証 米国の実例から検証する日本の今後、日本通訳翻訳学会第15回年次大会、2014年9月13日、愛知学院大学（愛知県日進市）

毛利雅子 How to bring up future interpreters – for the Tokyo Olympics 2020 and beyond -, 大学英語教育学会第53回国際大会、2014年8月29日、広島市立大学（広島市）

毛利雅子 Language and Gender in Courtroom Interpreting in Japan, AILA 2014, 2014年8月12日、Brisbane (Australia)

毛利雅子 Division of Labor with Language/Cultural Barriers in Japan and the Role of Legal Interpreters during Investigation, XXth World Congress International Federation of Translation, 2014年8月5日、Berlin (Germany)

毛利雅子 法廷通訳・翻訳における言語等価性の可能性、法と言語学会、2013年9月10日、金城学院大学（名古屋市）

毛利雅子 アメリカの司法通訳人認定制度について、静岡県立大学「法廷における訳しやすい日本語の研究会」、2013年8月3日、静岡県立大学（静岡市）

毛利雅子 The Courtroom Interpreting Education and Practice, Critical Link 7, 2013年6月18日、Toronto (Canada)

毛利雅子 Challenges in Interpreting Apologies in Japanese Court, The Third Asian Conference on Cultural Studies, 2013年5月25日、大阪ラマダ

ホテル（大阪市）

毛利雅子 文化仲介者としての法廷通訳人の役割論、NDS 研究会、2013年5月19日、南山大学（名古屋市）

6. 研究組織

(1) 研究代表者

毛利 雅子 (MOURI, Masako)
関西外国語大学 外国語学部 講師
研究者番号：20636948